

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

宮城県公報第 2 4 6 1 号別冊

(宮城県告示第 4 8 8 号関係)

定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の 免許の内容たるべき事項等

定 置 漁 業

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
定第1号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 58.14′, 経度141° 38.65′ の点 イ 緯度38° 58.20′, 経度141° 38.91′ の点 ウ 緯度38° 57.97′, 経度141° 38.95′ の点 エ 緯度38° 57.99′, 経度141° 38.67′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第2号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 泥這地先	次の点ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 58.01′, 経度141° 38.18′ の点 イ 緯度38° 58.14′, 経度141° 38.65′ の点 ウ 緯度38° 57.99′, 経度141° 38.67′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第3号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 57.43′, 経度141° 39.06′ の点 イ 緯度38° 57.58′, 経度141° 39.05′ の点 ウ 緯度38° 57.63′, 経度141° 39.29′ の点 エ 緯度38° 57.40′, 経度141° 39.30′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第4号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 松島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 57.50′, 経度141° 38.62′ の点 イ 緯度38° 57.58′, 経度141° 39.05′ の点 ウ 緯度38° 57.44′, 経度141° 39.06′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第5号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 56.74′, 経度141° 39.68′ の点 イ 緯度38° 56.42′, 経度141° 39.68′ の点 ウ 緯度38° 56.45′, 経度141° 39.37′ の点 エ 緯度38° 56.64′, 経度141° 39.36′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
定第6号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 大槻島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 56.50' , 経度141° 38.87' の点 イ 緯度38° 56.64' , 経度141° 39.36' の点 ウ 緯度38° 56.45' , 経度141° 39.37' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第7号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市唐桑町 津本地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.76' , 経度141° 39.39' の点 イ 緯度38° 51.50' , 経度141° 39.33' の点 ウ 緯度38° 51.65' , 経度141° 39.10' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市唐桑町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第8号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年1月31日まで	気仙沼市大島 唐島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 51.72' , 経度141° 38.50' の点 イ 緯度38° 51.82' , 経度141° 38.64' の点 ウ 緯度38° 51.69' , 経度141° 38.68' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市大島	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第9号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	気仙沼市大島 黒崎地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 49.62' , 経度141° 37.53' の点 イ 緯度38° 49.46' , 経度141° 37.46' の点 ウ 緯度38° 49.58' , 経度141° 37.33' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	気仙沼市大島	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第10号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 48.63' , 経度141° 35.77' の点 イ 緯度38° 48.14' , 経度141° 36.84' の点 ウ 緯度38° 47.63' , 経度141° 36.45' の点 エ 緯度38° 48.16' , 経度141° 35.37' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	本吉町 沖ノ田 後田 土樋下 菖蒲沢 石川原	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
定第11号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 9月30日まで	気仙沼市本吉町 明神崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 48.14′ , 経度141° 36.84′ の点 イ 緯度38° 47.82′ , 経度141° 37.52′ の点 ウ 緯度38° 47.32′ , 経度141° 37.12′ の点 エ 緯度38° 47.63′ , 経度141° 36.45′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	本吉町 沖ノ田 後田 土樋下 菖蒲沢 石川原	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第12号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	気仙沼市本吉町 日門地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 48.35′ , 経度141° 34.19′ の点 イ 緯度38° 47.86′ , 経度141° 34.91′ の点 ウ 緯度38° 47.66′ , 経度141° 34.69′ の点 エ 緯度38° 48.14′ , 経度141° 33.98′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	本吉町 沖ノ田 後田 土樋下 菖蒲沢 石川原	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第13号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 12月31日まで	南三陸町歌津 田ノ浦地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 44.61′ , 経度141° 33.33′ の点 イ 緯度38° 44.86′ , 経度141° 33.51′ の点 ウ 緯度38° 44.76′ , 経度141° 33.65′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	南三陸町歌津	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第14号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日 まで	南三陸町歌津 泊地先	次の点ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.72′ , 経度141° 33.25′ の点 イ 緯度38° 41.36′ , 経度141° 33.00′ の点 ウ 緯度38° 41.47′ , 経度141° 32.79′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	南三陸町歌津	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第15号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日 まで	南三陸町歌津 唐島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 41.66′ , 経度141° 32.20′ の点 イ 緯度38° 41.32′ , 経度141° 31.96′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	南三陸町歌津	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項				制限又は条件	地元地区	存続期間	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)				
					ウ 緯度38° 41.43', 経度141° 31.79' の点			
定第16号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日 まで	南三陸町志津川 野島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 40.43', 経度141° 30.75' の点 イ 緯度38° 40.28', 経度141° 31.30' の点 ウ 緯度38° 40.09', 経度141° 31.16' の点	宮城県漁業調整規則第 56条による標識を設 置すること。ただし光 達距離は3キロメー トル以上とする。	南三陸町志津川	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第17号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日 まで	南三陸町戸倉 椿島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 39.14', 経度141° 29.56' の点 イ 緯度38° 39.40', 経度141° 29.56' の点 ウ 緯度38° 39.34', 経度141° 29.76' の点	宮城県漁業調整規則第 56条による標識を設 置すること。ただし光 達距離は3キロメー トル以上とする。	南三陸町戸倉	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第18号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日 まで	南三陸町戸倉 ウソ島地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 38.63', 経度141° 30.31' の点 イ 緯度38° 39.13', 経度141° 30.41' の点 ウ 緯度38° 39.16', 経度141° 30.62' の点	宮城県漁業調整規則第 56条による標識を設 置すること。ただし光 達距離は3キロメー トル以上とする。	南三陸町戸倉	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第19号	定置漁業	定置漁業	4月1日から 翌年1月31日 まで	南三陸町戸倉 津根地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 38.64', 経度141° 30.89' の点 イ 緯度38° 39.07', 経度141° 30.91' の点 ウ 緯度38° 39.02', 経度141° 31.14' の点	宮城県漁業調整規則第 56条による標識を設 置すること。ただし光 達距離は3キロメー トル以上とする。	南三陸町戸倉	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第20号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年2月末日 まで	石巻市雄勝町 名振八景島 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 33.17', 経度141° 30.76' の点 イ 緯度38° 33.26', 経度141° 30.42' の点 ウ 緯度38° 33.35', 経度141° 30.48' の点	宮城県漁業調整規則第 56条による標識を設 置すること。ただし光 達距離は3キロメー トル以上とする。	石巻市雄勝町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第21号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年2月末日 まで	石巻市雄勝町 名振ハテ島 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた 区域 ア 緯度38° 33.61', 経度141° 30.89' の点	宮城県漁業調整規則第 56条による標識を設 置すること。ただし光 達距離は3キロメー トル以上とする。	石巻市雄勝町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
					イ 緯度38° 33.62′, 経度141° 30.76′ の点 ウ 緯度38° 33.68′, 経度141° 30.79′ の点			
定第22号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦中ノ島 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.29′, 経度141° 30.21′ の点 イ 緯度38° 26.02′, 経度141° 30.35′ の点 ウ 緯度38° 26.00′, 経度141° 30.24′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	女川町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第23号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 竹浦弁天島 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.16′, 経度141° 29.23′ の点 イ 緯度38° 25.95′, 経度141° 29.30′ の点 ウ 緯度38° 25.94′, 経度141° 29.17′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	女川町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第24号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 桐ヶ崎鈴の崎 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.16′, 経度141° 28.85′ の点 イ 緯度38° 25.97′, 経度141° 28.85′ の点 ウ 緯度38° 25.98′, 経度141° 28.77′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	女川町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第25号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 翌年2月末日 まで	牡鹿郡女川町 横浦ビンズル 地先	次の点ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 25.14′, 経度141° 28.51′ の点 イ 緯度38° 25.14′, 経度141° 28.85′ の点 ウ 緯度38° 25.04′, 経度141° 28.83′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	女川町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第26号	定置漁業	定置漁業	5月1日から 10月31日まで	牡鹿郡女川町 出島別当浜 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 26.44′, 経度141° 31.23′ の点 イ 緯度38° 26.13′, 経度141° 31.17′ の点 ウ 緯度38° 26.19′, 経度141° 30.98′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	女川町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第27号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島恋島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 23.54′, 経度141° 35.43′ の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	女川町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
					イ 緯度38° 22.98', 経度141° 35.43' の点 ウ 緯度38° 22.98', 経度141° 34.88' の点 エ 緯度38° 23.41', 経度141° 35.11' の点			
定第28号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	牡鹿郡女川町 江島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 24.36', 経度141° 35.56' の点 イ 緯度38° 24.82', 経度141° 35.81' の点 ウ 緯度38° 24.63', 経度141° 36.43' の点 エ 緯度38° 24.05', 経度141° 35.64' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	女川町	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第29号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山仁王 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 18.72', 経度141° 33.82' の点 イ 緯度38° 18.64', 経度141° 33.56' の点 ウ 緯度38° 19.05', 経度141° 33.50' の点 エ 緯度38° 19.14', 経度141° 33.96' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第30号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山砂浜 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.11', 経度141° 33.50' の点 イ 緯度38° 16.32', 経度141° 33.08' の点 ウ 緯度38° 16.80', 経度141° 33.59' の点 エ 緯度38° 16.73', 経度141° 33.73' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第31号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山垂水 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.35', 経度141° 34.99' の点 イ 緯度38° 17.35', 経度141° 35.76' の点 ウ 緯度38° 16.92', 経度141° 35.67' の点 エ 緯度38° 17.28', 経度141° 34.98' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第32号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山鰯形 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
					ア 緯度38° 18.33', 経度141° 34.75' の点 イ 緯度38° 18.45', 経度141° 34.51' の点 ウ 緯度38° 18.96', 経度141° 34.91' の点 エ 緯度38° 18.58', 経度141° 35.52' の点	ル以上とする。		
定第33号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山亀島 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.38', 経度141° 33.14' の点 イ 緯度38° 17.41', 経度141° 32.90' の点 ウ 緯度38° 17.30', 経度141° 32.91' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第34号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山白小浜 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.11', 経度141° 33.33' の点 イ 緯度38° 16.76', 経度141° 33.06' の点 ウ 緯度38° 16.93', 経度141° 32.84' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第35号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 金華山内高石 地先	次の点ア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 16.62', 経度141° 33.88' の点 イ 緯度38° 16.14', 経度141° 33.88' の点 ウ 緯度38° 16.20', 経度141° 33.59' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第36号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 長渡浜地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 14.83', 経度141° 29.28' の点 イ 緯度38° 14.76', 経度141° 29.48' の点 ウ 緯度38° 13.85', 経度141° 29.14' の点 エ 緯度38° 14.04', 経度141° 28.66' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第37号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市 網地浜栗ヶ崎	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲ま	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光	石巻市 (旧牡鹿町に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

公示番号	免許の内容たるべき事項					制限又は条件	地元地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域(経緯度数値は世界測地系による)			
				地先	れた区域 ア 緯度38° 15.86', 経度141° 27.05' の点 イ 緯度38° 15.76', 経度141° 27.17' の点 ウ 緯度38° 15.12', 経度141° 26.89' の点 エ 緯度38° 15.36', 経度141° 26.52' の点	達距離は3キロメートル以上とする。		
定第38号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 松石地先	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.56', 経度141° 24.40' の点 イ 緯度38° 17.34', 経度141° 24.30' の点 ウ 緯度38° 17.23', 経度141° 23.50' の点 エ 緯度38° 17.55', 経度141° 23.55' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧石巻市に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで
定第39号	定置漁業	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	石巻市田代浜 竜神崎地先 (三石)	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 緯度38° 17.20', 経度141° 24.31' の点 イ 緯度38° 16.96', 経度141° 24.43' の点 ウ 緯度38° 16.45', 経度141° 23.74' の点 エ 緯度38° 16.82', 経度141° 23.56' の点	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光達距離は3キロメートル以上とする。	石巻市 (旧石巻市に限る。)	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで